

# 非常勤職員等給与等支給規程

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 社会福祉法人東京聖労院（以下「法人」という）が運営する特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、高齢者在宅介護支援センター、児童厚生施設等（以下「施設」という）に勤務する非常勤職員・パートタイマー等（以下「非常勤職員」という）について非常勤職員等就業規則第37条に規定する給与・退職金等を定めるものとする。

2 前項の非常勤職員とは、非常勤職員等就業規則第4条により採用された者をいう。

### (均等待遇)

第2条 非常勤職員の国籍、信条、性別等を理由として差別的取扱いをしない。

### (給与の種類)

第3条 非常勤職員の給与は、賃金及び第4章に定める手当とする。

### (給与の計算期間)

第4条 給与の計算期間は当月1日から当月末日までとする。ただし、毎月末日をもって締め切り、翌月給与支払日に支払う。

2 前項の規定は、特別賞与については適用しない。

### (給与の計算方法)

第5条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、非常勤職員等就業規則等で特に定める場合は、その規定による。

2 一給与計算期間における給与の総額、賞与に1円未満の端数を生じた場合は四捨五入とする。

### (給与の支払日)

第6条 給与は給与計算期間の翌月27日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

2 前項の規定は、特別賞与については適用しない。

### (非常時払い)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には非常勤職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

(1)非常勤職員の出産、疾病、災害及びやむを得ない事由があると施設長が認めるとき

- (2) 非常勤職員の収入によって生計を維持するものが、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又はやむを得ない事由があると施設長が認めたとき
- (3) 非常勤職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事情があると施設長が認めたとき

(給与の支払と控除)

第8条 給与は通貨で直接非常勤職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の代表者と書面により協定したものは、これを控除して支給することができる。

なお、非常勤職員の同意を得た場合には、当該非常勤職員の指定する金融機関の当該職員の預金口座等への振込によることができる。

## 第2章 賃 金

(賃金の原則)

第9条 非常勤職員の賃金は月額、日額または時間額制として、雇用契約書により決定し支給する。

2 非常勤職員の賃金は、別表(1)で定める非常勤職員等の賃金等による。ただし、特別の事情により別表(1)により難しい場合は、その都度定める。

## 第3章 昇 給

(昇給の種類)

第10条 昇給は、賃金について行う。

2 昇給は、別表(1)で定める人事考課の結果により決定する。

(特別昇給・臨時昇給)

第11条 特別昇給又は臨時昇給は、特別又は臨時に必要なと認めたとときに行う。

## 第4章 手 当

(手当の種類及び額等)

第12条 非常勤職員に対し、別表(1)に定める手当を支給する。

## 第5章 退 職 金

(退職金)

第13条 非常勤職員の退職金は支給しない。

## 第6章 改 正

(改正)

第14条 この規程の改正は、職員の代表者の意見を聴いた上、理事会の議決により行う。

(付則)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

平成19年12月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年6月1日一部改正

平成21年10月1日一部改正

平成21年12月1日一部改正

平成23年1月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成23年10月1日一部改正

平成23年12月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成29年10月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正（理事長専決により29年10月1日より運用）